

障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるものの一部を改正する
告示案に関する意見募集の結果について

令和5年6月30日

こども家庭庁支援局障害児支援課

障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるものの一部を改正する告示案について、令和5年5月12日（金）から同年6月10日（土）まで御意見を募集したところ、計3件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する こども家庭庁の考え方
1	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号) 第 49 条第 1 項等に規定する児童発達支援管理責任者については、研修内容及び実務経験の内容を見直す必要がある。サービス管理責任者とライフステージが異なりその時期にあった課題や社会の中で生まれる支援内容は全くの別なものであることから、以前のようにサビ管と児発管を分けた研修制度に戻す必要がある。それに加え、児童発達支援管理責任者についてもサビ管であった【就労】【地域】…のように【乳幼児期】【学童期】…といったライフステージにおいて研修内容を設定する必要がある。【乳幼児期】には、体の発達の他に愛着形成に重点を置く、【学童期】は学校という社会に参画する事を踏まえ社会性や対人関係にも目を向けつつ体の発達、障がい特性についても精通出来るよう研修内容を検討すると良いと考えます。ライフステージ合わせた課題があり、現場では保護者もその課題に直面しどう解決していけばいいの非常に悩んでいるのが実情です。	児童発達支援管理責任者研修については、基礎研修・実践研修・更新研修のほかに、児童分野において必要な知識や技術の補完を目的とした任意の研修である専門コース別研修として、障害児支援の内容を扱う研修が設けられているところです。 頂いたご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。

	障がい児通所支援事業のサービスの質をしっかりと担保するために大幅な研修制度の見直しを希望します。	
2	・今回の改正は、事業所の負担が軽減されるため賛成である。 ・令和元年度から始まった更新研修において、産休・育休や疾病のために長期間労働に従事できなかった者について、何ら配慮がなされなかったのは極めて残念である。労働者のキャリアアップ、女性の社会参加、働き方の多様化を考えれば、「5年経過し失効したら最初から受講しなおす」という仕組み自体が時代錯誤ではないか。 ・本音を言えば、以前のしくみに戻していただきたい。サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者の実務経験を別のものでカウントするという仕組みを作った人たちは、現実をしらない人だったのだな、とあらためて思う。人材不足の福祉業界で、配置しないと減算になる資格にもかかわらず、その取得や更新を複雑に、そして、制限が多いしくみにした人たちは頭が悪いとしか思えない。当時の制度は事業運営に支障がでにくかった。また、配置予定がない支援員を勉強のために児童発達支援管理責任者・サービス管理責任者講習・相談支援従事者講習に参加させていたが、これは事業所にも労働者本人のキャリアアップにも有意義であった。令和元年度以降、実務経験がない者の更新につながらないため、配置予定がない支援員の受講をあきらめたが、これによってかえって支援員の質が下がったように思える。最初の受講条件は今のままでもよいが、受講後に実務につかなくても更新研修を受けられる前の制度のほうが、急に児童発達支援管理責任者やサービス管理責任者が退職した場合であってもすぐに配置できるから事業所としてもリスク管理になるし、制度の変更等を再勉強する機会が増える職員も多くなって、結果として業界全体の質の向上につながるのではないか。教員免許状の更新が廃止になったのだから、児童発達支援管理責任者・サービス管理責任者・相談支援従事者の更新についても元にもどすか、いっそのこと廃止にしていきたい。	児童発達支援管理責任者の質の確保を目的として、更新研修については、受講要件として、児童発達支援管理責任者等としての一定の実務経験を求めることとしたものであり、緩和にあたっては慎重な検討が必要と考えています。 なお、期限内に更新研修を修了することができなかった者については、実践研修を修了することで引き続き児童発達支援管理責任者として従事することが可能となります。
3	児童発達支援管理責任者の役割のうちプロセス管理の手順については、大人の支援と同じであると言えます。しかし、障害児通所支援では、アセスメント、計画立案、支援の実施において4つの支援（発達支援、家族支援、地気支援、移行支援）と5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）のすべてを含めた総合的な支援を実施することが求められています。一方で養成研修の参加者に「子どものことはわからない」と公言される方が散見されます。よって、その研修の中に、子どもの育ちに関するもの、発達に関するもの、障害特性に関するもの、家族支援、地域支援に	児童発達支援管理責任者研修については、基礎研修・実践研修・更新研修のほかに、児童分野において必要な知識や技術の補完を目的とした任意の研修である専門コース別研修として、障害児支援の内容を扱う研修が設けられているところです。 頂いたご意見につきましては、今

	特化した内容を別途行なう必要があると思います。そもそも児発管研修を別建てするか、追加で児童分野の研修を行うことを強く求めます。	後の施策の参考とさせていただきます。
--	---	--------------------

※上記のほか、2件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。